

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第48号	さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	建 築 行 政 課	令和6年10月30日
条例第49号	さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	放 課 後 児 童 課	令和6年10月30日
条例第50号	さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国 保 年 金 課	令和6年10月30日
条例第51号	さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	建 築 行 政 課	令和6年10月30日
条例第52号	さいたま市下水道条例の一部を改正する条例	下 水 道 維 持 管 理 課	令和6年10月30日
条例第53号	さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例	下 水 道 維 持 管 理 課	令和6年10月30日

さいたま市条例第48号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～4 [略]		1～4 [略]	
5 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査（次項及び第7項に規定するものを除く。） (1)～(9) [略]	[略]	5 法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築物に関する完了検査（次項及び第7項に規定するものを除く。） (1)～(9) [略]	[略]
6 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査で、法第7条の3第5項又は第18条第30項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含むもの（次項に規定するものを除く。） (1)～(9) [略]	[略]	6 法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築物に関する完了検査で、法第7条の3第5項又は第18条第21項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含むもの（次項に規定するものを除く。） (1)～(9) [略]	[略]
7 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査（当該完了検査に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。） (1) 法第87条の4において準用する法第7条の3第5項又は第18条第30項の規定によ	[略]	7 法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築物に関する完了検査（当該完了検査に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。） (1) 法第87条の4において準用する法第7条の3第5項又は第18条第21項の規定によ	[略]

	る中間検査合格証（以下この項及び次項において「合格証」という。）の交付を受けた昇降機を含む場合 (2) [略]			る中間検査合格証（以下この項及び次項において「合格証」という。）の交付を受けた昇降機を含む場合 (2) [略]		
	8 法第87条の4において準用する法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築設備に関する完了検査 (1)～(3) [略]	[略]		8 法第87条の4において準用する法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築設備に関する完了検査 (1)～(3) [略]	[略]	
	9 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項又は第18条第21項の規定による工作物に関する完了検査	[略]		9 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項又は第18条第17項の規定による工作物に関する完了検査	[略]	
	10 法第7条の3第4項又は第18条第29項の規定による建築物に関する中間検査（次項に規定するものを除く。） (1)～(9) [略]	[略]		10 法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による建築物に関する中間検査（次項に規定するものを除く。） (1)～(9) [略]	[略]	
	11 法第7条の3第4項又は第18条第29項の規定による建築物に関する中間検査（当該中間検査に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。） (1)～(3) [略]	[略]		11 法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による建築物に関する中間検査（当該中間検査に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。） (1)～(3) [略]	[略]	
	12 法第87条の4において準用する法第7条の3第4項又は第18条第29項の規定による建築設備の中間検査 (1)・(2) [略]	[略]		12 法第87条の4において準用する法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による建築設備の中間検査 (1)・(2) [略]	[略]	
	13 法第88条第1項において準用する法第7条の3第4項又は第18条第29項の規定による工作物の中間検査	[略]		13 法第88条第1項において準用する法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による工作物の中間検査	[略]	
	14 法第7条の6第1項第1号又は第18条第38項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）	[略]		14 法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）	[略]	

の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査		の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	
14の2 法第7条の6第1項第2号（建築主事が認定する場合に限る。）又は第18条第38項第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	[略]	14の2 法第7条の6第1項第2号（建築主事が認定する場合に限る。）又は第18条第24項第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	[略]
14の3～80 [略]		14の3～80 [略]	
備考		備考	
1 [略]		1 [略]	
2 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものとする。 (1)・(2) [略]		2 法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築物に関する完了検査を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものとする。 (1)・(2) [略]	
3 法第7条の3第4項又は第18条第29項の規定による建築物に関する中間検査を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものとする。 (1)・(2) [略]		3 法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による建築物に関する中間検査を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものとする。 (1)・(2) [略]	
4～7 [略]		4～7 [略]	

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

さいたま市条例第49号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童クラブ条例（平成13年さいたま市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
さいたま市立 谷田放課後児 童クラブ	[略]		さいたま市立 谷田放課後児 童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 常盤放課後児 童クラブ	さいたま市浦和区 常盤9丁目30番 9号	50人
[略]			[略]		
さいたま市立 上木崎放課後 児童クラブ	[略]		さいたま市立 上木崎放課後 児童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 中尾放課後児 童クラブ	さいたま市緑区大 字中尾40番地1	50人
[略]			[略]		
さいたま市立 新開放課後児 童クラブ	[略]		さいたま市立 新開放課後児 童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 針ヶ谷放課後 児童クラブ	さいたま市浦和区 領家7丁目2番1 9号	50人
[略]			[略]		
さいたま市立 浦和別所放課 後児童クラブ	[略]		さいたま市立 浦和別所放課 後児童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 道祖土放課後 児童クラブ	さいたま市緑区道 祖土1丁目1番1 号	50人
さいたま市立	[略]		さいたま市立	[略]	

高砂放課後児童クラブ		高砂放課後児童クラブ	
[略]		さいたま市立大谷場東放課後児童クラブ	さいたま市南区大谷場2丁目13番54号 50人
[略]		[略]	
さいたま市立宮前放課後児童クラブ	[略]	さいたま市立宮前放課後児童クラブ	[略]
[略]		さいたま市立七里放課後児童クラブ	さいたま市見沼区大字東宮下392番地 50人
[略]		[略]	
さいたま市立大戸放課後児童クラブ	[略]	さいたま市立大戸放課後児童クラブ	[略]
[略]		さいたま市立与野本町放課後児童クラブ	さいたま市中央区本町東3丁目5番23号 50人
[略]		[略]	
さいたま市立柏崎放課後児童クラブ	[略]	さいたま市立柏崎放課後児童クラブ	[略]
[略]		さいたま市立上里放課後児童クラブ	さいたま市岩槻区上里2丁目2番地 40人
[略]		[略]	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市条例第50号

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険条例（平成13年さいたま市条例第185号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(罰則) 第12条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。	(罰則) 第12条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による被保険者証の返還の求めに応じないときは、10万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

さいたま市条例第51号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年さいたま市条例第263号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第3条、第9条関係）			別表第1（第3条、第9条関係）		
項	名称	区域	項	名称	区域
1～69	[略]		1～69	[略]	
70	七里駅北側地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された七里駅北側地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域			

別表第2に次のように加える。

70 七里駅北側地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（七里駅北側地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設			0.5メートル（建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	100平方メートル（制限が適用された際現に100平方メートルに満たない敷地面積が、その後に増加する場合又は公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物である場合	10メートル

			又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。）	については、この限りでない。）	
B地区（七里駅北側地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 自家用倉庫で、床面積の合計が500平方メートルを超えるもの		0.5メートル（建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。）	100平方メートル（制限が適用された際現に100平方メートルに満たない敷地面積が、その後に増加する場合又は公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物である場合については、この限りでない。）	15メートル
C地区（七里駅北側地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(ニ)項第3号、第4号及び第5号に規定するもの (2) 法別表第2(ニ)項第6号に規定するもの（ただし、ペットショップ、又は動物病院に附属するものを除く。） (3) 自家用倉庫で、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの		0.5メートル（建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。）	100平方メートル（制限が適用された際現に100平方メートルに満たない敷地面積が、その後に増加する場合又は公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物である場合については、この限りでない。）	15メートル
D地区（七里駅北	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2		0.5メートル（建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満た	100平方メートル（制限が適用された際現に	25メートル

側地区 地区計 画の地 区整備 計画図 に表示 するD 地区を いう。)	(ほ)項第2号に規定するもの（ただし、マージャン屋は除く。） (2) 法別表第2 (ニ)項第2号に規定する工場で、その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの (3) 法別表第2 (ニ)項第5号に規定するもの (4) 法別表第2 (ニ)項第6号に規定するもの（ただし、ペットショップ、又は動物病院に附属するものを除く。） (5) 法別表第2 (ハ)項第5号に規定する倉庫業を営む倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (6) 風営法第2条第1項第5号、同条第6項第2号及び第6号並びに同条第11項に規定する営業を営む施設		ない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。）	100平方メートルに満たない敷地面積が、その後に増加する場合又は公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物である場合については、この限りでない。	
--	--	--	--	---	--

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

さいたま市条例第 5 2 号

さいたま市下水道条例の一部を改正する条例

さいたま市下水道条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 7 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（除害施設の設置） 第 1 0 条 〔略〕 2 法の規定により次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第 1 2 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を利用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。 (1)～(9) 〔略〕 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で水質汚濁防止法第 2 9 条の規定による条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第 6 条第 5 号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 5 号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値 3 〔略〕	（除害施設の設置） 第 1 0 条 〔略〕 2 法の規定により次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第 1 2 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を利用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。 (1)～(9) 〔略〕 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で水質汚濁防止法第 2 9 条の規定による条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第 6 条第 5 号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 5 号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値 3 〔略〕

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市条例第 5 3 号

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 7 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（責任技術者） 第 8 条 指定工事店は、<u>営業所ごとに</u>、責任技術者（埼玉県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験（以下「試験」という。）に合格した者で、同協会に試験の実施を委託している市町村及び一部事務組合（第 1 2 条において「市町村等」という。）に登録された排水設備工事責任技術者をいう。以下同じ。）を<u>選任</u>して従事させなければならない。<u>ただし、埼玉県内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u>	（責任技術者） 第 8 条 指定工事店は、責任技術者（埼玉県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験（以下「試験」という。）に合格した者で、同協会に試験の実施を委託している市町村及び一部事務組合（第 1 2 条において「市町村等」という。）に登録された排水設備工事責任技術者をいう。以下同じ。）を<u>専属</u>して従事させなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。